民事訴訟規則第六十八条第一項	の録音又は録画により作成された電磁的記録をファイル	電子調書の記録	を録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録することができる物を含む。）に記録した調書
民事訴訟規則第六十八条第二項	前条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定により電子調書に記録すべき事項を記録した電磁的記録を作成し、ファイルに記録しなければ	調書の記載	証人等の陳述を記載した書面を作成しなければ
民事訴訟規則第六十九条	他の電磁的記録		書面、写真、録音テープ、ビデオテープその他裁判所において適当と認めるもの
民事訴訟規則第七十六条の二第一項前段	これをファイルに記録して電子調書		民事執行の事件の記録に添付して調書
民事訴訟規則第七十六条の二第二項	記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければ	電磁的記録	記載した調書を作成しなければ
		調書	

別表第二（第十五条の十一関係）

第一条第二項	陳述の内容を電子調書に記録し、これを裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に備えられたファイル（第三十三条の三（電磁的訴訟記録の閲覧等の方法等）第二項第一号を除き、以下単に「ファイル」という。）に記録しなければ		調書を作成し、記名押印しなければ
第三条の二第一項	電子判決書	判決書	
第十五条第一項及び第二十三条第一項	書面又は電磁的記録により	書面で	
第十五条第四項及び第二百十一条第四項	前三項	第一項	
第二十三条第二項	又は電磁的記録が私人により作成されたもの		が私文書

［新設］